



# 国民春闘共闘

第18号

2019年3月12日

国民春闘共闘委員会

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館  
☎ 03-5842-5621 FAX 03-5842-5622

全農協労連・郵政ユニオン

## 3/13統一回答指定日での引き出しを！

### 全農協労連

全農協労連は、3月6日を統一要求日に設定し取り組みを進めています。大幅賃上げ、長時間労働の是正、事業推進の見直しなど、全国の職場の課題は共通しています。仕事や働き方をめぐる課題に労働組合からの要求を対置し、この春闘をつうじて働き続けられる職場をつくっていきましょう。

いま、各地で計画されている支所・支店の統廃合や組織機構の変更に対して、農家の不安の声はもとより、職員の長距離の異動問題や、農家への苦しい説明を現場の職員が強いられること、遠方への無理な「出向体制」も発生しかねないことなど、私たちが働く上での様々な課題が発生することも議論し、各単組でこうした問題にかかわる春闘要求を掲げています。仕事や働き方をめぐる課題に労働組合からの要求を対置し、この春闘をつうじて働き続けられる職場をつくっていきましょう。

昨年秋の各県JA大会以降、各職場で様々な「経営指標」を持ち出しながら、事業管理費（≒人件費）の圧縮に向けた、労働者への締め付けが顕著になっています。また、4月からの改定労基法の施行もにらんで、経営者も「36協定違反」に注意を払っています。

しかし、職場の根本的な問題の解決ははからずに、変形労働時間制の導入などの制度変更によって人件費を圧縮しようとしたり、「過労死ライン」ギリギリの特別条項を提案してくるといった動きが生まれています。こうした小手先の対応では矛盾をより深刻化させ、中途退職の増加などの「悪循環」を広げかねません。経営者からのそうした提案や検討内容などについて、問題点を明らかにしながら対応することが求められます。長時間労働など現状を追認せず、しっかり問題点を確認しながら具体的な「改善策」を協議させましょう。

### 郵政ユニオン 19春闘第一波全国統一行動 院内集會に100名

「郵政リストラを許さず労働運動の発展をめざす全国共同會議」は3月4日、「19春闘勝利！非正規雇用労働者の均等待遇と正社員化を求める本社前要請行動」に引き続いて、13時半から衆議院第二議員会館で「郵政に働く非正規労働者の均等待遇と正社員化を求める集會」を開催し、山添拓参院議員、本村伸子

衆院議員（共産党）、福島みずほ参院議員（社民党）が駆けつけました。

平井哲史弁護士が「郵政20条裁判を生かして待遇と組織の前進を」と題して講演し、労契法20条裁判の意義を改めて押さえた上で、現在、20条をめぐる様々な裁判の到達点を整理。最高裁判決に向けた今後の運動を提起し、具体的には原告以外の非正規組合員の未払い分を会社に払わせる大きなとりくみを組織するよう呼びかけました。



参加した非正規社員からは、「登用試験の受験資格の拡大を」「スキルBなしで時給980円、正社員になりたい」「勤続14年、正社員と大きな格差。毎年、登用試験を受けても落ちる」「正社員の通区率が悪く、非正規社員が日勤・夜勤に奮闘。時給を上げてほしい」など非正規社員の労働条件の大幅な改善を求める声とともに、「残業300H以上の人が職場にぞろぞろいて、夜勤も前超が当たり前」「要員不足で超勤の毎日」など大幅増員を求める声が出されました。

大阪医科大学20条裁判原告の松浦さんは、自身の大阪高裁判決を説明し、郵政20条裁判東西の原告やJAL争議団がたたかいを前進させる決意表明。上平書記長が今後の行動提起をおこなって閉会しました。

## 近畿郵政労働者学習決起集会

2月24日、近畿郵政労働者学習決起集会が開催されました。森弁護士を講師に迎え、西日本の高裁判決の詳しい内容、東日本20条高裁判決との異同、そのあとに出された大阪医科歯科大学の高裁判決、メトロコマース高裁判決の内容、今後の最高裁での闘いなどに参加者は熱心に聞き入りました。その後質疑応答でも多くの質問や意見が出されました。家門中央本部副委員長から労働組合として持てる力を結集し、闘いましょうと19春闘の基調報告がありました。



続いて16時からデモ行進がPLP会館から梅田まで行われました。

**かちとろう 大幅賃金引き上げ、8時間働いて人間らしく暮らせる社会  
とめよう 安倍9条改憲、消費税増税  
職場と地域からの共同のたたかいで、未来を切り拓こう**